

全建事発第 069 号

平成 29 年 9 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

[公 印 省 略]

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、このたび国土交通省土地・建設産業局長より、別添のとおり通知がありました。

ご承知のとおり、本年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」において、建設業については、一定の猶予期間を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところですが、これらの適用に向けた建設業界の取組について、民間を含めた発注者の理解が必要であることから、6 月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、7 月には主要な民間発注団体、当会を含む建設業団体等が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」が設置され、議論がなされております。

今般、これらの会議における議論を踏まえ、公共・民間含め全ての建設工事において、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として標記ガイドラインが策定され、本会に対し、ガイドラインに沿って下請契約を含め適正な工期設定を行うこと等を通じて、長時間労働の是正・週休 2 日の確保等の働き方改革に結びつけるとともに、発注者や国民の理解を得るための生産性向上に業界を挙げて取り組まれるよう要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対し周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部 事業企画課 山川
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp